

1999（平成11）年10月22日

「刑事手続における犯罪被害者等の保護」
に関する意見書

日本弁護士連合会

目 次

はじめに 1

総論 犯罪被害回復制度等改革の基本的方向

第1 日本弁護士連合会の改革のための取り組み 1

第2 刑事手続と犯罪被害者をめぐる問題の所在と改革の方向性 2

各論 個別的項目に対する意見

1 被害者の地位の明確化について 6

2 性犯罪の告訴の期間制限の見直しについて 7

3 ビデオリンク方式による証人尋問について 8

4 証人の姿の遮へい措置について 10

5 証人尋問時の付添いについて 11

6 被害者の優先傍聴について 12

7 公判記録の閲覧・謄写について 13

8 被害者等による意見陳述について 15

9 刑事手続における民事上の和解について 17

10 没収・追徴、保全制度による損害回復について 19

11 検察審査会の審査申立権者の拡張等について 21

12 その他刑事手続における被害者等の保護に関し早急に検討を要する事項 - 23

「刑事手続における犯罪被害者の保護」に関する意見書

はじめに

法務省は、平成11年7月19日に、「刑事手続における犯罪被害者等の保護」に関して12の検討項目を示し、意見募集を行った。本年10月末から開催される法制審議会においては、上記12の検討項目の中の刑事手続における犯罪被害者の保護に関する事項が審議されることが予定されている。

犯罪被害者の保護の問題に関しては、当連合会は、平成9年4月18日に、犯罪被害回復制度等検討協議会を設置し、犯罪被害を実効的に回復する諸方策について2年余にわたって検討を重ねてきた。さらに、法務省からの意見募集に対しては、犯罪被害者対策ワーキンググループを設置し、具体的検討を重ねてきた。

本意見書は、法務省から意見募集があった項目について当連合会の意見を明らかにするものであるが、犯罪被害者の保護は、法務省の意見募集において示された刑事手続の公判を中心とした点に限られるものでなく、犯罪被害者の被害回復と支援のために総合的観点から施策を講ずる必要がある事柄である。そこで、本意見書においては、まず、犯罪被害者の保護に関して、総合的施策が必要であることを明らかにし、さらに捜査手続上の犯罪被害者保護の問題点を指摘した上、各検討項目について意見を述べることとする。

総論 犯罪被害回復制度等改革の基本的方向

第1 日本弁護士連合会の改革のための取り組み

1 基本的方向

当連合会は、犯罪被害回復制度等検討協議会での検討を踏まえ、犯罪被害を実効的に回復する諸方策について、理事会で審議、承認を得て、その基本的方向を確定した。

その基本的な方向の要旨は次のとおりである。

- 1) 犯罪被害者基本法を制定して、犯罪被害者支援のため、国・地方公共団体等の責務を明らかにし、官、民が有機的に連携を保ちながら、統一的基本方針に基づいて、経済的側面、身体的精神的側面、刑事司法的側面等全側面から総合的な施策を講ずること
- 2) 当連合会は、犯罪被害者の被害回復と支援を目的として次の取り組みを行う。

犯罪被害者支援制度に関する総合的な調査・研究

単位弁護士会の犯罪被害者支援窓口の開設と運営の支援

民間支援組織等との協力関係の構築

法務省、検察庁、裁判所、警察庁との連絡、協議

2 犯罪被害者基本法の制定の必要性

1) 上記協議会では、犯罪被害者の被害実態調査、被害者支援のための諸施策の検討、諸外国の法制度等の調査、研究を行った。

犯罪被害者の生の声を聞き、具体的事案を調査、検討する中で、経済的な困難さ、精神的苦しみ、危機回避・応急援助の必要性、加害者情報を得ることの困難性、事件の捜査、裁判等での法的地位の不明確さ、マスコミ等による2次被害、心理的なケアの不十分さ、社会的支援のなさ等が明らかにされた。また、性被害、児童虐待、民暴被害、消費者被害、報道による被害など、各被害それぞれ独自の実態やその支援の必要性も明らかになった。

2) これら犯罪被害者のおかれている状態をみると、わが国の犯罪被害者支援対策は極めて不十分であり、欧米に比し、また国連被害者人権宣言の権利保障に照らしても著しく立ち遅れている。

かかる対策の著しい立ち遅れを改革・改善し、犯罪被害者の法的地位を確立するためには、個別の法律や諸制度の改正では不十分である。

犯罪被害者の権利保障の基本理念を明らかにし、それが日本国憲法の要請するところであるとの位置づけのもとに、犯罪被害者に対し、国と地方公共団体が行うべき施策を定める基本法の制定が不可欠なところである。

3) わが国の犯罪被害者支援の実状をみると、昭和55年に犯罪被害者等給付金支給法が制定されたのみで、犯罪被害者の権利章典もなく被害者の法的地位を確立する基本法もない。

警察庁、検察庁等の被害者対策や通知制度等の諸制度の改正・検討は行われた。しかし、犯罪被害者支援は、統一的基本方針に基づいて、経済的、身体的精神的、社会的側面から、総合的・統合的に行われなければ、その実効を期しがたく、そのためには犯罪被害者基本法を制定し、社会における犯罪被害者の地位を明確にするとともに、その施策の基本を定める必要がある。刑事司法的側面での犯罪被害者支援はその一側面にすぎない。

3 刑事訴訟法改正提案とその趣旨

法務省が本年7月に12の検討項目を提示して、刑事司法手続等の改正方向を明らかにした。その内容は刑事司法の手続過程のうち公判に関わるものが中心であり、捜査過程全般について、犯罪被害者の要望や被害の特徴に即した内容となっているものではない。今後法制審議会の審議を経て、次期通常国会に法案として提出することが予定されている。当連合会は、犯罪被害者基本法の制定が必要であり、犯罪被害者保護・支援の理念を明らかにするとともに犯罪被害の実状、犯罪被害者のおかれている状況等を全面的に検討をした上での基本的施策の内容が示されるべきと考える。

第2 刑事手続と犯罪被害者をめぐる問題の所在と改革の方向性

1 はじめに

犯罪被害者と刑事手続をめぐる支援対策の基本は次のとおりであると考え
る。

ア 犯罪被害者が、警察、検察庁、裁判所等の関係機関から、当該事件に関
する刑事手続の進行状況に関する通知、説明を受けられるようにすること。

イ 犯罪被害者が、その被害を回復するために、可能な限り早期に刑事手続
の記録を閲覧・謄写できるようにすること。

ウ 犯罪被害者が、刑事手続において、その意見を表明する機会を設けるこ
と。

エ 犯罪被害者が、安全かつ平穩に、捜査機関の事情聴取に応じ、公判にお
いて証言できるような制度、施設を整備すること。

これを実現していく方策を検討するにあたっては、現行の刑事訴訟の構造
を生かしながら、制度的改善をすることで、被疑者被告人弁護人の防禦権を
保障しつつ、公訴官たる検察官の責任で被害者の実状を公判審理に反映する
道を広げていくことが適切である。

そして、犯罪被害者と刑事手続の問題を考える上で、わが国の刑事手続で
は、「代用監獄を利用した自白の強要」「証拠の全面的開示の不採用」など
国際人権規約上も明白な人権条項違反が未だに改善されておらず、被疑者被
告人の人権保障が不十分であることを忘れてはならない。

犯罪被害者の刑事手続への関与については、被疑者被告人や弁護人の正当
な権利行使を制約するものであってはならず、無罪推定の原則を形骸化させ
るものであってはならないのは当然である。

この犯罪被害者の保護の課題とともに、防御権保障のための全面的な証拠
開示制度の確立などの刑事手続改善をあわせて実現していくべきと考える。

2 捜査過程での被害者への配慮

われわれ弁護士が、日常に、犯罪被害者の方々から相談を受ける刑事手続
への不満には、次のような警察や検察庁での捜査や取調べのありかたを対象
にするものが多い。

「警察に告訴したのに、とりあってくれない。弁護士に告訴状を書い
てもらってくるよう言われた」

「警察や検察庁の捜査で、被害者でありながら、乱暴な言葉で、どち
らが加害者か分からないような取調べを受けた」

「加害者がどのように処分されたのか何時起訴されたのか教えてもら
えず、分かったときには、裁判は終わっていた」

「被疑者や目撃者等の関係者がどのような供述をしているのか、教え
てもらえない」

「加害者には国のお金で弁護士がつくのに、被害者には弁護士の援助
はないのか」

「性犯罪の捜査で、男性の警察官に事情聴取をされ、なかなか話しづ
らかった」

「警察官に性犯罪の被害者に対して偏見があり、貴方にもスキがあったのではないかと責められた」などである。

犯罪被害者の刑事手続への不満や批判は、捜査や取調べで被害者に対応する警察官や検察官において、被害者の心情や被害の実状に配慮しないことや、その他の被害者への刑事手続に関する情報提供がなされていないことに向けられている。

捜査段階において、「警察官や検察官に対して、自らが事情聴取を受けるべきこと又は加害者の処分に関する意見を述べる機会を与えられるべきことを申し出る権利」を犯罪被害者に認め、被害者の意見や実状を陳述する機会が確保されるべきである。

警察庁や検察庁の被害者保護対策、連絡・通知制度の実施は前進面として評価できるが、刑事司法への信頼の回復のためさらなる取り組みが求められる。

3 検察官は責任を果たしているか

1) 検察官こそ被害者の意見や実状反映の責任を負う

犯罪被害者や遺族の方々から「犯罪被害者の被害の実態が刑事裁判に反映されているのか」、「被害者の声が裁判所に届いているのか」という疑問の声があげられているが、それはもっともな批判である。

わが国の刑事訴訟制度は、当事者主義的審理構造を採用して、検察官が訴訟当事者として公訴権を行使し、刑罰権の発動に必要な証拠を提出する責任を負うという審理構造がとられている。

そして、被害状況、被害者が受けた影響や被害感情を裁判手続に反映させるのは、刑罰権の発動を求める立場にある検察官の役割であり、検察官は、捜査段階で、自ら被害者の供述調書を作成したり、また公判においては、被害者や遺族の供述調書の証拠調べ請求、証人尋問申請による法廷での証言などを行って、その役割を果たすことが期待されている。

刑事裁判の法廷は、被害者による報復の場や加害者と被害者の対決の場とするのではなく、被告人を有罪として刑罰権を発動するに足りる証拠があるか否かを冷静に検証し、有罪と判断される場合においても、その行った行為と害悪を勘案した刑罰を合理的に決める場として位置づけられ、そこで、公益の代表者としての検察官が、被害者の立場、その被害状況と被害感情を客観化して法廷に提出する責任を負うのである。

昨今の被害者問題で、裁判に被害者の声が反映されていないという批判は、本来、その声を反映すべき職責にある検察官の活動が十分に果たされているのかということの検証に向けられるべきである。

2) 検察官の活動の問題点

第1には、捜査段階における問題である。忙しい捜査官による被害者への事情聴取のありかたと供述録取方式による供述調書作成で、被害者の被害状況や被害感情が正確にまた十分に表現されていない。捜査においては、被疑

事実の証明に必要な事実関係を中心に事情聴取がされ、事件により被害者のこうむった損害、特に精神的な打撃などについて十分な時間をかけた事情聴取がなされにくい。

検察官の捜査においても、勾留期限の迫る忙しい中で、被疑者と同じ取調室において警察官調書の上塗りの供述調書が作成されることが多く、被害者が自分の実状を本当に理解してもらえたか疑問に思うことが多い。

また犯人の起訴不起訴に関する被害者への通知がないなど知る権利にも応えていなかった。

第2に、起訴後の問題として、公判期日についての通知が被害者側にないことなど、被害者が加害者の処分の過程や結果について知る権利が保障されていない。また捜査段階の供述調書以外に、被害実態を直接裁判所に知ってもらうため、証人尋問を受ける機会を与えてほしいとの被害者の声があっても、被害者がそれを検察官に求めていくルートや手続が確保されていない。

また、現在の検察実務では、被害者側の供述調書が証拠として同意されて取り調べられていれば、死刑無期の重大事件か実刑と執行猶予刑が微妙な事件以外には、あえて被害者を情状証人として申請することは稀である。したがって、現在の実務では、被害者から証人尋問を受けるべきことの要求があっても、被害者側の供述調書が証拠として同意されて取り調べられていれば、証人尋問の申請はせずに、せいぜい陳述書の提出を求めて、証拠請求することが通常の扱いとなっていて、検察官が、その職責を果たしているかどうか疑問がある。

法務省の提案には、この検察官の役割が果たされているかという点についての実態分析がなく、いきなり、「被害者の地位の明確化」という理念論や「意見陳述権の制度化」という現行刑事訴訟法制度の変更をもたらす制度改革へ飛躍しているきらいがある。

今回の刑事訴訟法等の改正が、先に法務省から提示された12の検討項目の中から行われることに鑑み、各項目について、次のとおり意見を述べるものである。

第2 各論 個別的項目に対する意見

1 被害者の地位の明確化について

【意見】

被害者の地位を明確化することは考慮すべきではあるが、刑事訴訟法の中で位置づける場合は、現行刑事訴訟法の構造に留意した上でなされるべきである。

【理由】

- 1 現行刑事訴訟法は刑罰権を国に独占させているが、これは、被害者の加害者に対する私的報復を禁止し、公的権力により法益の保護と秩序の維持を図る手段として考案されたものであり、刑罰が私的報復の醇化されたものとしての性質を帯びていることは否定できない。しかし、その場合でも、刑罰権を発動する刑事手続において、被害者がどのような役割を果たすかあるいは被害者にどのような権利を認めるかは、それぞれの国における刑事訴訟制度のあり方によって相違があるのは当然のことである。
- 2 わが国における戦後の刑事訴訟制度は、アメリカの当事者主義的構造を採用して、検察官が起訴・不起訴の権利を独占し、刑罰権の発動に必要な証拠を提出し、被告人の有罪を立証する責任を負うというものである。そして、犯罪被害者の被害状況や被害感情の裁判手続への反映については、刑罰権の発動を求める立場にある検察官の役割とされ、被害者の供述調書の作成や提出、あるいは公判廷での被害者の証人尋問を通じて実現されるものとされてきた。

刑事裁判の法廷は、被害者による報復の場や加害者と被害者の対決の場ではなく、被告人を有罪として刑罰権を発動するに足りる証拠があるか否かを冷静に検証し、有罪と判断される場合においても、その量刑は報復のみを考慮したものではなく、犯行と害悪を勘案しあるいは応報や一般予防などの政策的配慮などのもとに刑罰を合理的に決める場として位置づけられている。そして、犯罪被害者の関係では、公益の代表者である検察官が、被害者の立場、その被害状況と被害感情などを客観化して法廷に提出する責任を負うことになっているのである。
- 3 現行刑事訴訟法の、裁判官、検察官、弁護人の三面構造は維持されるべきであり、犯罪被害者を刑事訴訟法上の当事者・準当事者と位置づけるべきではない。
- 4 犯罪被害者は、刑事訴訟法上でその地位を検討されるだけでなく、広く社会的観点から総合的に位置づけられるべきであり、そのためには犯罪被害者基本法の制定が必要である。

2 性犯罪の告訴の期間制限の見直しについて

【意見】

性犯罪の告訴の期間制限の見直しに賛成である。現段階では親告罪をはずすことには消極的にならざるを得ないが、今後の検討課題とすべきである。

【理由】

1 現行法上、強姦罪や強制わいせつ罪などの性犯罪は親告罪とされ（但し、共同して犯した性犯罪は除かれる。刑法180条）、かつ、親告罪における告訴は、「犯人を知った日から6か月を経過したときは、これを行うことができない」とされている（刑訴法235条）。

従って、性犯罪の被害者が犯人を知りながら告訴せず、6か月が経過すると、もはや犯人は処罰されないことになる。

しかし、性犯罪の被害者が受ける精神的打撃は深刻で、被害者が立ち直るまでにはかなりの時間を要すること、さらに、犯人は家庭内や会社内の目上の人物であるなど被害者にとって告訴することが躊躇される関係にあることが少なくないことなどを考えると、犯人処罰のためには被害者が6か月以内に告訴しなければならないとする現行法の上記規定は短か過ぎ、性犯罪の場合には、明らかに被害者に酷で、不合理というべきである。

2 性犯罪の重大性を考えると、性犯罪を親告罪としていること自体を見直し、共同して犯した性犯罪が親告罪から除かれているように、性犯罪を非親告罪とし、性犯罪の処罰には被害者の告訴は一切不要である、とすることもひとつの方策であろう。

しかし、女性の貞操を重視する考え方が未だ社会に根強いばかりか、性犯罪に関する刑事訴追が被害者のプライバシーを侵害し、被害者の利益をさらに害するという第2次的な被害を軽視することはできない。

従って、性犯罪の刑事事件化は、原則として被害者の告訴を待つべきであり、現行法が性犯罪を親告罪としていること自体を見直すことには消極的にならざるを得ない。

3 性犯罪に関する告訴期間については、性犯罪の被害の深刻さ及びその特殊性を考慮し、告訴期間を設けず、公訴時効が完成するまでは告訴が可能とすることも検討されるべきである。期間を設定する場合には、その合理的理由を必要とするであろう。

3 ビデオリンク方式による証人尋問について

【意見】

犯罪被害者が、被告人・傍聴人の前で証言することが過大な心理的負担となる場合に、これを避けるためにビデオリンク方式による証人尋問を行うことは、犯罪被害者が証言するにあたってその立場を保護する一方法として検討に値するが、その検討に当たっては、裁判所外における証人尋問及び公判期日外における証人尋問の運用状況を勘案した上、憲法上の被告人の権利を侵害しないよう、十分な配慮をする必要がある。

【理由】

- 1 ビデオリンク方式の証人尋問の採用を検討するにあたっては、まず現行刑事訴訟法の運用との関連で導入の必要性・相当性について検討されるべきである。現行法上、性犯罪被害者や年少者等の証人に対する配慮を可能とする規定として次の2つがある。

裁判所外における証人尋問（刑訴法158条1項）

同項は「証人の重要性、年齢、職業、健康状態その他の事情と事案の軽重」を考慮して、必要と認めるときは、裁判所外に証人を召還し、またはその現在場所でこれを尋問することができる旨定めている。

公判期日外における証人尋問（刑訴法281条、同281条の2）

前同様の要件で、公判期日外における尋問が認められており、しかも、この場合には、「証人が被告人の面前において圧迫を受け十分な供述をすることができないと認めるときは、弁護人が立ち会っている場合に限り」証人の供述中被告人を退席させることができる旨定めている。

実際にも、これらの規定に基づいて、性犯罪の被害者や年少者等に配慮した運用がなされていると思われるが、その上さらにビデオリンク方式による証人尋問を導入する必要性が明らかにされなければならない。

- 2 ビデオリンク方式による証人尋問は、憲法37条で被告人に保障された権利との関係で慎重に検討する必要がある。被告人には憲法37条2項により証人審問権が保障されており、この証人審問権は、第1に、証人に対し質問することそのもの、第2に、被告人が証人の証言態度を直接観察できること、第3に、証人に被告人の面前で証言するよう求めることができること等を内容とするものと考えられる。ビデオリンク方式による証人尋問は、第2及び第3の権利との関係で問題となる。また、証人尋問は、裁判で真相を解明するための極めて重要な手段であるところ、尋問は、本来、尋問者と被尋問者とが合理的距離において対面して問を発し答を返すことによって効果を発揮するものであり、相互の距離が合理的範囲を超えて離れたり、相互の間に物理的夾雑物が介在したりした場合は、尋問本来の効果が減殺され、証言の信用性が損なわれるおそれがないとは言えない。
- 3 したがって、仮にビデオリンク方式の証人尋問を導入するとしても、その

対象を、性犯罪被害者、年少被害者、暴力団関係事件の被害者とし、裁判所が個々の事件ごとに、通常の証人尋問の方法によると過大な精神的苦痛を与えるおそれがあると認定した場合に限って認めるようにすべきであり、その具体的方式についても上記2及び3記載の危険を極少化できる方式を選択すべきである。そこで、既に同方式による証人尋問を導入している諸外国の方式を見ると、法廷外の別室に証人、法廷に裁判官、検察官、弁護人が在廷して、別室と法廷を回線で接続し、双方向のテレビモニターを通じて証人尋問を行う方式、法廷外の別室と法廷を回線で接続し、別室に証人、検察官及び弁護人が在室して質問し、その様子を法廷に裁判官、被告人が在廷して見る方式がある。この方式は、弁護人及び検察官並びに被告人が証人と直接対面することが出来ない点において憲法上だけではなく真実発見の見地からも問題が大きい。これに対し、この方式であれば弁護人・検察官は直接証人と対面することができるので、被告人は弁護人を通じて証人と対面する権利を行使することができることとなり、憲法上も真実発見の見地からもにくらべて問題点が少ないと思われる。因みに、憲法37条2項の由来となったアメリカ合衆国憲法修正6条は、被告人に対して「自己に不利益な証人と対質する権利(right to confrontation)」を明文で定めている。連邦最高裁は、1990年にクレイグ事件で、重要な公共政策を推進するために必要で他の手段により証言の信用性が保証される場合には対質権を制限することができるとして、被害者とされた6歳の少女がテレビリンク方式で証言することを合憲としたが、その方式は、上記の方式である。

4 ビデオテープの公判での利用

ビデオリンク方式で証人尋問を行った場合に、他の共犯者の審理が別に行われているときは、証人が何度も繰り返し証言を求められる負担を軽減するため、被告人側に反対尋問の機会を保障した上で、ビデオリンク方式による証人尋問の状況を録画したビデオテープを利用することは、検討の余地がある。ただ、これを認める場合は、訴訟当事者の同意を条件とすべきである。

5 なお、諸外国の中には、捜査段階における事情聴取の状況をビデオテープに録画し、これを公判で証拠として取り調べる方法が採られているところがある。捜査段階に被害者からの供述をビデオにとり、公判で証拠として提出することは、被害者の2次被害を少なくするとともに、捜査を可視化することにもなるので、その導入も検討されるべきである。ただ、この場合も、被告人側の防御権に対する十分な配慮が必要である。

4 証人の姿の遮へい措置について

【意見】

犯罪被害者が、被告人・傍聴人の前で証言することが過大な心理的負担となる場合、法廷において証人たる犯罪被害者と被告人あるいは傍聴人との間に遮へい措置を講じることは検討されてよいが、その場合は、裁判所外における証人尋問及び公判期日外における証人尋問の運用状況を勘案し、遮へい措置の必要性・相当性を十分に検討するべきである。

【理由】

- 1 遮へい措置を採用するにあたっては、現行法の運用との関連で導入の必要性・相当性が検討されるべきである。現行法上、性犯罪被害者や年少者等の証人に対する配慮を可能とする規定として次の2つがある。

裁判所外における証人尋問（刑訴法158条1項）

同項は「証人の重要性、年齢、職業、健康状態その他の事情と事案の軽重」を考慮して、必要と認めるときは、裁判所外に証人を召還し、またはその現在場所でこれを尋問することができる旨定めている。

公判期日外における証人尋問（刑訴法281条、同281条の2）

前同様の要件で、公判期日外における尋問が認められており、しかも、この場合には、「証人が被告人の面前において圧迫を受け十分な供述をすることができないと認めるときは、弁護人が立ち会っている場合に限り」証人の供述中被告人を退席させることができる旨定めている。

実際にも、これらの規定に基づいて、性犯罪の被害者や年少者等に配慮した運用がなされていると思われるので、あらたに遮へい措置を導入する必要性が明らかにされなければならない。また、前項のビデオリンク方式による証人尋問が導入されると仮定した場合、各制度を使い分ける合理的基準も検討されなければならない。

- 2 また、遮へい措置についても、ビデオリンク方式による証人尋問と同様の憲法上の問題がある。すなわち、前記のとおり、この証人審問権には、証人に対し質問することそのもの、被告人が証人の証言態度を直接観察できること、証人に被告人の面前で証言するよう求めることができること等を内容とすると考えられるが、可能な限りこれらの権利が損なわれないような方式が検討されるべきである。例えば、遮へい手段をハーフミラー（証人からは見えないが、被告人からは見える）とすれば、上記各権利を侵害する程度は少ないものと考えられる。また、被告人と傍聴人とでは異なる遮へい措置を講ずることも考えられてよいと思われる。
- 3 遮へい措置を講じる対象は、性犯罪被害者、年少被害者、暴力団関係事件の被害者とし、裁判所が個々の事件ごとに遮へい措置を講じなければ過大な精神的負担を与えるおそれがあると認定した場合に限って認めるようにするべきである。

5 証人尋問時の付添いについて

【意見】

証人尋問時の付添い制度を設けることは基本的に賛成であるが、その適用範囲、付添人の資格については十分な議論を行い、証言が歪められることがないようにすべきである。

【理由】

- 1 現行法上は罪名の如何、証人の年齢その他の条件如何を問わず、証言の際に付添いを認める制度はない。しかし、証人の年齢が低かったり、或いは強姦の被害者などで、心理的に不安定な者については付添いを認めることがより適切な場合があると思われる。従って付添いの制度を設けること自体は賛成である。

諸外国のスタンダードな被害者支援プログラムの中には、類似の制度として、出廷にあたっての指導（court orientation：被害者が裁判で証言したり傍聴したりする際の予備知識や心構えなどについて指導する）、送り迎え（transportation：被害者が警察や裁判所に行く際の手伝いをする）、法廷へのエスコート（escort to court：被害者が裁判所に行くときに同行し、必要であれば陪席して、説明したり、助言したりする）などがあり、デンマーク、ノルウェー、スウェーデンでは性的暴行のような犯罪の被害者については「支援者（support person：手続の全期間を通じて被害者を精神的にサポートし、予備審問と本法廷で被害者に代わって出廷できる）」という制度があるとのことである。

- 2 わが国で検討されている付添人の制度は上記の中では法廷へのエスコートにやや近いもののようであるが、法務省の説明では、付添い中の説明や助言はできないとのことである。証言に対する影響を考えれば妥当であると考えられる。

とはいえこの適用の範囲については制限を設けるべきであり、性犯罪の被害者や、近親者による暴力の被害者、あるいは中学生以下の児童などに限定すべきである。また、付添人となる人物については、日常的に証人と接触のある人物ではなく、証言のために用意された人物であるべきである。国選弁護士のように、登録した弁護士の中から裁判所が選任することなども検討されるべきであるが、精神科医などからなるボランティアグループを育成し、この中から選任することがより望ましいと思われる。また、このようなサービスの必要は公判段階のみに止まらず、捜査段階においても活用できる途を開くべきである。

6 被害者等の優先傍聴について

【意見】

犯罪被害者に対して、優先傍聴を認めることに賛成である。

【理由】

- 1 犯罪の被害者は、刑事裁判の当事者ではないとしても、公訴事実にかかる犯罪の当事者である。刑事裁判で扱われる公訴事実は、犯罪被害者にとっても自己情報である。刑事裁判において、どのような裁判が行われ、被告人らがいかなる事実等を述べたり答弁したりするのかということは、自分自身にも関わるものである。

自己情報のコントロール権が、刑事裁判という場において著しく制限を受けざるをえない面があるにしても、優先して知る権利を保障することは認められるべきである。

このような意味からも、犯罪被害者に対して、優先して傍聴することができ、容易にそれが利用できる制度を採用すべきである。

- 2 また、犯罪被害者としては、身体的・精神的あるいは法的な付添人が必要な場合もあることから、必要に応じ、被害者本人ないし遺族本人以外にも、付添人の付添いのための優先傍聴席を認めることも必要である。

更に、被害者等が本人に代わり、弁護士である代理人を指定したときには、その代理人弁護士の優先傍聴も認めるべきである。

- 3 被害者等の傍聴希望者が多数に及び、施設管理上全員の希望を受け入れることが困難な場合でも、全傍聴席の相当程度（例えば5分の1程度）の席は確保すべきではないかと考えられる。

なお、このような施設管理上の問題を回避するために、ビデオカメラによる別室での裁判公開というような制度・施設も検討される必要がある。

- 4 具体的な方法としては、次のような形が考えられる。

公判を傍聴券発行とする場合には、そのことを検察庁の犯罪被害者通知制度の内容とすること

犯罪被害者は、当該公判日の前日までに、裁判所ないし検察庁に対して優先傍聴を希望する旨を申し出ることができるものとする

検察庁に申し出があった場合には、裁判所に連絡するものとする

裁判長等は、傍聴券を発行する場合には、前述のような範囲内で、直接ないし検察庁を通じ申し出のあった者について、犯罪被害者等の優先傍聴を認め、傍聴券を発行する際に同時に優先的に傍聴券を渡すこととする。

7 公判記録の閲覧・謄写について

【意見】

- 1 犯罪被害者に対しては、可能な限り早期に、刑事手続の適正を保障しつつ、被告人に開示され、公判に提出された公判記録を閲覧・謄写できるようにすべきである。
- 2 不起訴事件記録についても一定の範囲で犯罪被害者に対して閲覧謄写を認めるべきである。とりわけ、交通事故などの業務上過失致死傷事件については、不起訴記録の全部（前科前歴調書を除く）について閲覧謄写を認めるべきである。
- 3 民事訴訟法の改正にあたっては、文書提出命令の対象に刑事記録も含めるべきである。

【理由】

- 1 現状では、犯罪被害者が損害賠償請求等により被害回復を図ろうとしても、原則として確定記録の閲覧しか許されていない状況であり、事件確定まで長時間を要する場合も少なくない。しかし、犯罪被害者の被害回復のためには、刑事手続の記録は、可能な限り早期に必要な範囲で犯罪被害者に開示されるべきである。

そこで、確定記録だけではなく、公判提出記録（公判中の記録）、確定記録以外の記録（公判不提出記録）、不起訴記録の閲覧・謄写について、どの時期に、どの範囲まで閲覧謄写を認めるべきかを検討すべきである。

- 2 民事の損害賠償請求訴訟において、文書提出命令や調査囑託の方法による刑事記録の閲覧の機会はあるが、訴訟提起前の段階においても、犯罪被害者に対しては、犯罪被害回復の一方法として加害者に対する民事的賠償請求及び刑事訴追の準備のために必要な情報の提供を受ける権利を保障するという観点から、一般的な記録公開制度とは別に犯罪被害者の閲覧謄写権を保障することが必要である。
- 3 犯罪被害者に、どの時期にどの範囲で刑事記録の閲覧謄写を認めるべきかを考える上で、下記のような内容が検討されるべきである。

1) 閲覧・謄写の目的

加害者等に対する損害賠償請求の交渉、調停、仲裁、訴訟等の提起またはその準備を目的とするとき

加害者に対する告訴、告発、付審判請求、検察審査会への申立等刑事訴追を求めるための書面あるいはその理由補充書の作成またはその準備を目的とするとき

2) 閲覧・謄写の請求権者

犯罪被害者及びその法定相続人並びにその依頼を受けた弁護士

3) 閲覧・謄写の時期・対象・範囲

検討の対象となるのは次のとおりである。

確定後 - 当該犯罪の刑事確定訴訟記録及び当該公判不提出記録であつ

て非代替的証拠、被害者及び被疑者並びに当該犯罪に関する重要目撃者の各供述調書等前記の目的に必要な記録

公判係属中 - 当該犯罪の刑事公判において既に提出された記録及び当該公判未提出の捜査記録であって、既に被告人に開示された非代替的証拠、被害者及び被疑者並びに当該犯罪に関する重要目撃者の各供述調書等前記の目的に必要な記録

捜査段階 - 捜査段階の非代替的証拠、被害者及び被疑者並びに当該犯罪に関する重要目撃者の各供述調書で被疑者に開示されたもの

不起訴裁定後 - 不起訴事件の非代替的証拠、被害者及び被疑者並びに当該犯罪に関する重要目撃者の各供述調書

但し、業務上過失致死傷事件に関しては、前科・前歴調書を除いて不起訴事件記録の全部

- 4 業務上過失致死傷事件（ほとんどが交通事故事件）は、事件数が大量であり、しかも不起訴処分となる割合が極めて高いため、被害者は捜査記録等の閲覧・謄写ができない現状に対する不満が大きい。従って、これに関しては特段の配慮が必要である。

なお、被害者が実況見分に立ち会ったときや被害者調書を作成したときには、原本の閲覧・謄写とは別にそれら調書の写しを交付すべきである。

- 5 付審判請求事件となる刑事事件においては、不起訴記録の閲覧・謄写にあたって特段の配慮をすべきである。

公務員の職権濫用罪は不起訴になる場合が多い。被害者がその措置に納得できず、付審判請求をしようとした場合、現行法では審判開始決定前であるため捜査記録を閲覧することができない。被害者としては、不起訴となった時点でどうして不起訴になったか知りたいと考えるのは当然といえ、被害者から請求があった場合には、不起訴記録の閲覧・謄写を認める規定を整備すべきである。

- 6 情報公開法、刑事確定訴訟記録法、民事訴訟法等における規定は、刑事犯罪に関する情報公開の範囲が狭く、不十分であるなど問題が多く、犯罪被害者を含め一般の人にとってもこれらの関係規定の見直しが必要であり、国会に上程されている民事訴訟法改正案において、刑事記録を文書提出命令の対象とすべきで、除外事由とする改正案を修正すべきである。

民事訴訟係属裁判所による記録取寄せや文書提出命令という方法による記録の開示については、裁判所によるスクリーニングがなされるので、開示の範囲を広く考えることができ、また加害者とされる者にも、記録へのアクセスが保障される。したがって、被害者に対して、独自に閲覧謄写の機会を与えることと別に、民事訴訟係属裁判所による文書提出命令等を認める必要性があり、この被害者の閲覧謄写権の措置でまかなわれるものではないことに留意すべきである。

また、刑事確定訴訟記録法の請求期間、検察官の裁量による制限等の見直しをすべきである。

8 被害者等による意見陳述について

【意見】

- 1 公判段階で、犯罪被害者に対して反対尋問権の保障のない意見陳述を認めることには反対である。
- 2 公判段階においては、犯罪被害者や遺族が、検察官に対して自ら証人として尋問を受けるべく証人尋問申請をするよう申し出る権利が認められるべきである。

【理由】

- 1 被害者の法廷での陳述は、犯罪事実に関するもの、量刑に関する事情等多岐にわたる可能性があり、被告人にとって、その犯罪事実の認定や量刑に大きな影響を与える可能性がある。したがって、被告人や弁護人の防御権を保障するために反対尋問権を与えることは不可欠である。

そうすると、現行法における証人として尋問を受けることが適切であり、被害者も法廷での陳述を希望する限り、反対尋問を受けることを前提として検察官とその適否について検討することが求められる。

- 2 被害者の刑事裁判における意見陳述が被害回復にとって重要という指摘があるが、被害者の精神的な回復にとって法廷における意見陳述が適当であるかも疑問である。証拠に基づく裁判が行われるべき刑事裁判において意見や事実を陳述する以上は、その陳述は、証人としての証言によるか、証拠に基づく意見陳述でなければならない。前者については反対尋問にさらされることになるし、後者については証拠に基づかない意見陳述には弁護人は異議を述べざるを得ない。そもそも被害者にどれが法廷で取り調べられた証拠か判別することは極めて困難である。

証拠裁判主義を大原則とし、被告人の防御権が保障されるべき刑事裁判の場において、被害者の意見陳述がその癒しに繋がるとは考えられない。反対尋問も許さず、証拠に基づかない意見陳述をも許すものであるならば、それは、証拠裁判主義を大原則とする現行刑事訴訟制度を根本から覆すものであり、厳罰を求める被害者の報復感情を証拠法則を無視して裁判に反映させることに他ならない。

被害者の真の癒しのためには、被害者支援を目的とした心理・精神医学の専門家などによる公的な支援組織の充実強化や民間組織に対する公的な援助、犯罪被害者等給付金支給法の抜本的改正・拡充強化など公的・社会的な犯罪被害者の支援システムの整備こそ不可欠であり、その追求が本筋である。

したがって、刑事裁判において犯罪被害者に反対尋問にもさらされず証拠にも基づかない意見陳述権あるいは意見陳述をする機会を与えることには反対である。

- 3 検察官は従来の実務で行われてきた被害者側の情状証人としての申請について、より一層被害者の実情や意見を公判審理に反映できるよう留意すべきで、公判段階において被害者の実情や意見を十分に把握することが求められる。

る。

しかし、検察官が、そのような配慮をしてもなお被害者側の証人尋問を不要又は不適切と考えて証人申請をしない場合に、被害者に独自に意見陳述権を認めるべきではない。

検察官の申請によらない被害者の意見陳述の内容は、多岐にわたる可能性があり予想がつかない。それによる公判審理の混乱という弊害が想定できる。

第1に、被害者側が、それまでの公判審理では出ていなかった新たな事実を述べたときには、訴因や冒頭陳述により特定していた防御対象が曖昧になり、被告弁護側に新たな防御の負担を課されることになり、証人尋問や被告人質問のやり直しなどが必要となることが考えられる。

第2に、公判で取り調べられた証拠の裏付けを欠いた意見陳述がなされれば、被告弁護側が異議をのべることは当然であり、それでも意見陳述をさせることは、厳格な証拠法則のもとで取り調べてきた審理を混乱させる。

第3に、被害者の生の声をそのまま検察官のコントロールなく述べさせることは、法定刑を超えた厳罰を求めるといった事態なども想定できる。

第4に、検察官が尋問申請をせずに、意見陳述をさせる場合は、被害者の一方的な陳述となり、「言いたいことを言わせた」というガス抜きの効果しか生まない。

- 4 現行刑事訴訟制度のもとで、被害者の実情や意見が刑事裁判に反映する方法として、公判段階において、犯罪被害者や遺族が、検察官に対して、自らを証人として尋問を受けるべく証人尋問申請をするよう申し出る権利が認められるべきである。

犯罪被害者が裁判官に公判の場で被害実態や被害感情等について直接訴えたいと思うことや、審理内容如何では犯罪被害者が被害実態等について反映させたいと思うことがあるのは当然のことであり、その場合に、犯罪被害者に対して検察官に自らを証人として申請するよう働きかけることを権利として認めるものである。

しかし、現行刑事訴訟制度の枠組に照らせば、これは申出をする権利にとどまり、最終的には検察官や裁判所の裁量に任せるのが適切である。もちろん、裁量とはいっても、申出があった場合（あるいは検察官が申出をいれて証人申請をした場合）にはこれを真摯に受け止め応答すべきは当然である。

検察官は、被害者側から右の申出があったときは、証人申請をすることが合理的でないと判断される場合を除き、申請をすべきである。

そして、申出に対して証人申請を行わないときは、その理由を検察官が、犯罪被害者に説明する責任を負うものとすべきである。

- 5 捜査段階においては、犯罪被害者は捜査官や検察官に対して自らの意見を聞いてもらう機会が保障されるようにすべきである。
- 6 上記の検察官や捜査官への被害者からの働きかけも、被害者側の支援弁護士の援助を得ながら行うことにより、適切な働きかけが可能となるので、被害者の支援弁護士の制度の確立も重要である。

9 刑事手続における民事上の和解について

【意見】

犯罪被害者等と刑事被告人との間で示談が成立した場合に、刑事裁判の手続内でその合意について強制執行力を付与する方策については、検討すべき点が多く、慎重な議論が必要である。

【理由】

1 訴訟外で行われた示談に対して債務名義を与える手続

1) 訴訟外で行われた示談に対して債務名義を与える手続としては、

民事の和解や調停と同様に、被害者（あるいは被害者代理人弁護士）に公判廷への出頭を求め、公判廷で被害者（あるいは被害者代理人弁護士）・被告人・弁護人立会いのもとに条項を確認し、これを記載した公判調書を債務名義とする方法、

弁護士会において犯罪被害者と被告人との示談や和解の場を設け、ここで成立した示談書や和解書を添付した公判調書を債務名義とする方法、

被害者代理人弁護士と弁護人との間で成立した示談書や和解書を添付した公判調書を債務名義とする方法、

犯罪被害者との間で成立した示談書や和解書を添付した公判調書を債務名義とする方法、

などが考えられる。

2) 強制執行力を私的な示談に付す以上、裁判所が直接各当事者の意思を確認することが不可欠である。私的な示談を債務名義とする行為はそれが刑事手続の中で行われるものだとしてもまさに民事手続なのであるから、その手続が民事手続に準ずるのは当然のことである。

とするならば、法務省は の方法を考えているようであるが、 の方法を取ることは困難であろう。 は弁護士会という公的団体が関与していることであらうじて「準ずる」ということになる。

結局、訴訟外で行われた示談に対して債務名義を与える手続としては、もしくは ということになる。

3) もしくは を採用した場合に問題となるのは、示談が私的に成立した場合でも、その示談が債務名義になるか否かで量刑に差が出てくるおそれがあるのではないかということである。示談には応ずるが、裁判所や弁護士会にまで足を運びたくないという被害者も多いのではないかと考えられる。この点をクリアして、私的な示談が成立した場合には、必ずこれを債務名義とすることができるような制度の確立、すなわち、犯罪被害者には必ず弁護士を付すという犯罪被害者支援弁護士制度の確立が不可欠である。

2 効力

示談に刑事手続内で債務名義を付与するということは、当該事件を民事的にも全面的に解決するということにつながる。問題は、被告人が相当の犠

性を払って示談を成立させ、これを債務名義とした場合には、その成果を量刑に反映させることが不可欠である。ことに殺人などの重大事件の場合あるいは巨額の財産犯などの場合、被告人が全財産をなげうって示談を成立させ債務名義にもしたのに、量刑に全く反映されない、あるいは反映されてもどの程度反映されるのか不明確というのでは、被告人も躊躇するであろうし、弁護人としても強力に示談成立に向けて被告人を説得するのも困難である。したがって、私的な示談が債務名義となる場合には、それを必要的な減刑事由とするなどの方策が不可欠である。

3 国選弁護の場合

2で述べたように、示談に刑事手続内で債務名義を付与するということは、当該事件を民事的にも全面的に解決するということにつながり、当然のことながら、刑事弁護の枠をこえ、弁護人は当該事件について民事の処理もすることになる。私選弁護の場合には、刑事事件の着手金・報酬とは別に民事事件の着手金・報酬を受領することができ、またしなければならないのである。

したがって、かかる制度が導入された場合には、国選弁護費用として、示談に関する着手金・報酬に相当する費用が国選弁護人に支払われるよう検討されるべきである。

4 履行の確保について

民事手続における和解ですら履行がされない例が多々あり、当事者から裁判所不信や弁護士不信が言われることも多いのが現状である。被告人の場合、もともと経済的に貧しい者が多く、実刑判決を受けて受刑者となる例も多い。その履行の確保は民事手続の和解以上に困難であることは明らかである。履行確保のための制度的保障がないままこの制度を安易に導入すれば、犯罪被害者の被害回復につながるどころか、司法に対する国民の不信を招くことは必至である。履行確保の方策の検討（例えば、受刑者に対する作業の賃金を作業に見合うように抜本的に増額し、優先的に弁済にあてるなど）が不可欠である。

なによりも、犯罪被害者の損害回復のためには、犯罪被害者給付金制度の抜本的見直しなど公的補償制度を充実させることが不可欠である。一次的には、この補償制度で一応の被害回復を図り（国は被告人に対して求償権を取得する）、これを超える額については本制度に基づいて作成された債務名義により犯罪被害者が取り立てるという方向で検討されるべきである。

10 没収・追徴、保全制度による損害回復について

【意見】

- 1 現行の刑罰としての没収・追徴制度を前提にして、没収・追徴した財産を犯罪被害者の損害回復に役立てることには基本的には賛成する。
- 2 さらに進んで、没収・追徴の範囲を広げ（由来財産、混和財産をも対象とするなど）、没収・追徴の保全制度を創設することには反対である。

【理由】

- 1 没収・追徴の保全制度については、既に「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（いわゆる麻薬特例法）」が1992年に制定され、その第5章では、刑事裁判での判決前の保全処分を認める立法がなされている。また、本年8月に成立した「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の第4章では、前提犯罪を大幅に拡張して一般化するとともに、犯罪収益等の没収及び追徴の対象を拡大して、判決前（しかも起訴前）の保全手続を認めている。

当連合会は、没収対象の拡大について批判するとともに、刑罰（付加刑）であるはずの没収等について、刑事手続内で保全の処分を認めることは被告人は有罪判決を受けるまでは無罪と推定されるという無罪推定の原則の侵害になるとして、反対の態度を表明している。また、没収・追徴の保全手続による被疑者・被告人の経済活動への影響も無視し得ない。例えば、銀行預金等に対して刑事手続による保全がなされた場合には、銀行取引が停止されることは疑いなく、その後無罪になったとしてもかかる事態は取り返しがつかず、民事の保全手続とは比較にならないほど大きな影響を受けることになりかねない。

今回の法務省の提案は、その説明によれば、対象犯罪を「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の前提犯罪に限定するとは明言していないが、これも考えられるとし、かつ、財産犯を想定していると述べている。これは一方では、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」で犯罪被害財産については没収・追徴ができないという間隙を埋めることになるとともに、他方では、将来的な形では、前提犯罪とならなかった犯罪（予想されるすべての犯罪）についても保全を認める道を作るものであるから反対せざるを得ない。

また、一般的に没収及び追徴について保全手続を認めることは、先の法制審議会刑事法部会の財産刑検討小委員会において見送られた罰金刑についての保全手続の導入にまで及ぶ懸念がないとはいえない。

さらに、没収や追徴の範囲が拡大し、被疑者、被告人の財産に対する保全処分がなされれば、仮に被害者が損害賠償訴訟で判決を得ても、刑事判決が確定するまでは被害者の被害回復が行えない事態になることが想定され、か

えって被害者の利益に反する結果を招くおそれがある。

のみならず、このような没収・追徴の保全が国によってなされれば、従来刑事弁護人が被害者等との示談をとりつけることで被告人に有利な情状としてきた手法にも影響を生じ（例えば、没収等の保全によって示談ができなくなり、そのことを量刑に反映することができなくなる場合が多くなる）が予想される）、結果として、弁護活動の一部が制約されかねないという問題もある。

法務省は、被害者の証拠資料の収集が困難であるというが、それは被害者が民事の保全手続や本訴を行う際に、刑事公判の開始後であれば、刑事記録の閲覧・謄写ないし刑事記録の民事裁判所への開示を行えばよいところ、その点が不十分であることに起因している問題である。

2 なお、法務省は、没収、追徴金からの被害者の損害回復を提案する。

有罪確定後の実際に徴収した没収金や追徴金を犯罪被害の回復に充てることは、限られた範囲ではあるが被害回復に資するもので、検討に値することではあると考えられる。ただ、その場合の没収及び追徴金に損害回復を求めることのできる被害者をどの範囲とするのかは、困難な問題であろう。

むしろ、没収金や追徴金を、犯罪被害者への給付金制度を充実させるための財源の一つとして役立てる方向を検討すべきであろう。

さらに付言すれば、この制度では、多数の被害者を出した豊田商事事件のような組織ぐるみの詐欺事件においては、詐欺罪の犯罪主体ではない法人から蓄積された犯罪収益等を没収・追徴できず、等しく犯罪被害者といっても、統一的な被害回復の方策になりえないという問題もある。

1 1 検察審査会の審査申立権者の拡張等について

【意見】

現行検察審査会法では、「告訴若しくは告発をした者、請求を待って受理すべき事件について請求した者又は犯罪により害を被った者」にのみ審査申立権が認められているが、これを被害者の遺族等一定の範囲の者に拡大するよう改正すること、また、審査申立人が検察審査会の審査手続に関与し得る旨定めた規定がないので、審査申立人は意見書や資料を検察審査会へ提出することができる旨明定する提案に賛成するものであるが、さらに、付言して、いくつかの改正点について提案する。

【理由】

- 1 これまでも、死亡した被害者の遺族が当然被疑者は起訴されると信じて告発しなかったところ、不起訴となったという場合に、被害者の遺族に検察審査会への申立が出来ないことが問題であることが指摘されていた。しかし、このようなときでも、遺族からの申立が職権発動を促す形で、検察審査会が職権により審査をするということで法の不備をカバーする努力がなされていた。その意味で、今回の法務省の提案は、現在行われている慣行を、法的に明定することであり、賛成である。例えば、「犯罪により害を被った者の法定相続人」とするとか、より限定的に「犯罪により害を被った者の法定相続人（但し、犯罪により害を被った者が亡くなった場合に限る）」とすることが考えられる。

審査申立人が意見書や資料を検察審査会へ提出することが出来るよう定める改正についても、現状での職権発動の中で運用されていたものと考えられ、これを法制化することに賛成である。なお、意見書や資料の提出だけではなく、犯罪被害人たる審査申立人が、検察審査会において意見陳述をする権利も認めるべきであると考えている。

- 2 法務省の提案は、以上の2点にとどまるものであるが、さらに進んで、真に「刑事手続における犯罪被害者等の保護」を検察審査会制度との関連で改正しようというのであれば、検察審査会の組織の充実化を図ると共に、検察審査会がした起訴相当・不起訴不当の議決に検察官に対する拘束力を付与する制度こそ有用であると考えている。

1949年以来1997年までの累計で、検察審査会の既決人員のうち、起訴相当・不起訴不当の議決があった人員は、15,960人であり、その比率は12.3%である（ちなみに、不起訴相当の議決のあった人員は、66,891人であり、その比率は51.7%である）。このうち、その後、検察官によって起訴された人員は、1,031名であり、その比率は、起訴相当・不起訴不当の議決があった人員の6.6%にすぎない。起訴後の有罪率は92.2%である（法曹時報51巻2号158頁）。

せっかく検察審査会が起訴相当・不起訴不当の議決をしても、検察官が再

び不起訴を維持することが多く、改めて起訴される事例が極端に少ない。これでは、市民参加制度として検察審査会において市民の意見を尊重したことにならず、検察審査員となった人のやる気をそぐ結果にもなりかねない。

検察審査会が、起訴相当・不起訴不当の議決をした場合、検察官が不起訴処分を維持するときは、検察審査会に理由を開示しなければならないものとし、その上で、検察審査会が承服しがたいと判断し、委員の3分の2以上の特別決議で、再び起訴相当の決議をしたときは、検察官はその決議に拘束され、起訴しなければならないとするなどの改正が必要と考える。

1 2 その他刑事手続における被害者等の保護に関し早急に検討を要する事項

【意見】

- 1 告訴受理の義務化
- 2 関係機関の犯罪被害者に対する各種回答義務
- 3 被害者の裸体等を撮影した写真、ビデオテープ等の取扱い
- 4 押収物に関する被害者の還付請求権の拡大
などが検討されるべきである。

【理由】

1 告訴受理の義務化

現行制度でも犯罪被害者には告訴権が認められているのであるが、実際には、知能犯事件に関しては、所定の要件を備えた告訴事実を記載し、被害者側の陳述書を添付した告訴状を持参してもなかなか受理されず、せいぜいコピーを預かるという扱いになることがほとんどである。その上、ようやく受理されても捜査着手は大幅に遅延し、その処分に長期間を要する状況にある。その間、犯罪被害者は何の情報も与えられないまま放置され、時効完成間近になってようやく事情聴取を受けるも、結果は不起訴ということになる例も少なくない。このような告訴事件の扱いは、犯罪被害者の告訴権を空洞化させるものであり、多くの犯罪被害者に刑事司法ことに捜査機関に対する不信感を抱かせる原因となっている。告訴の受理は犯罪被害者保護の基本であることを考えれば、一定の条件を満たした告訴については、その受理を義務化することが検討されるべきである。また、不当な捜査遅延を防止するため、捜査機関に、受理後一定期間（例えば6ヶ月）を経過した場合は、告訴人に捜査状況を連絡する義務を課すことも検討するべきである。

2 関係機関の犯罪被害者に対する各種回答義務

犯罪被害者は、事件の当事者であると共に、最も重要な証拠方法として、捜査・公判に徹底的な協力を求められる（強いられると言ってもよい）存在である。このような、犯罪被害者の特殊な立場を考えると、関係機関は、犯罪被害者に対し他の一般国民に対する場合とは異なった職務上の義務を負っているというべきである。そのような観点から、犯罪被害者が、自分が被害者となった事件の捜査・公判の内容及び進捗状況等を質問した場合に、各所管機関にこれに回答する義務（起訴状要旨、判決要旨を交付することを含む）を課すことを検討するべきである。また、性犯罪被害者等ことに心的外傷等が甚だしいと認められる罪種に限っては、犯人の服役状況、出所時期、出所後の住所等に関する質問に対しても回答義務を課すことを検討するべきである。

3 被害者の裸体等を撮影した写真、ビデオテープ等の取扱い

性犯罪あるいは覗き目的の住居侵入等においては、被害女性が羞恥嫌悪の情をおぼえるような場面を撮影した写真等が証拠物として押収されることが

少なくない（例えば被疑者が犯行状況を撮影した写真、ビデオテープ、入浴中の姿を盗み撮りしたビデオ等）。これらについては、没収刑が言い渡される場合もあるが、多くの場合は単なる証拠物として扱われ、裁判確定後は所定の手続に従って廃棄処分されているものと思われる。従来は、その過程には被撮影者である被害者は全く関与する余地がなく、自己が撮影された証拠物が確実に廃棄されているのかどうかを確認するすべがない状況にあった。しかし、そのような場面を撮影された被害者にとっては、その写真等が確実に廃棄され二度と他人の目に触れることがない状況になっているかどうかは正当かつ重大な関心事である。したがって、裁判確定後は、その写真、ビデオテープ等を可及的速やかに被撮影者である被害者に還付し、被害者において処分できるような制度を設けることを検討すべきである。仮に、その制度の検討に長期間を要するのであれば、速やかに、被撮影者である被害者に、それらの写真、ビデオテープ等の廃棄状況を確認する権利を付与することを検討すべきである。

4 押収物に関する被害者の還付請求権の拡大

現行制度では、押収物が贓物に該当し、犯罪被害者がその所有者である場合、押収物が贓物に該当しなくても犯罪被害者がその所有者、所持者あるいは保管者である場合であれば、犯罪被害者・遺族が還付あるいは仮還付を受けることができる。しかし、その他の場合には、被害者自身が被押収者とならない限り還付を受けることができず、犯罪被害者が別途民事手続により還付を受けた者を相手として返還請求をするしかない。しかし、それでは犯罪被害者に無用の負担を強いることとなる。そこで、贓物性のない押収物であっても、直接被害者・遺族に還付することを可能にする方向で現行制度を改善することを検討するべきである。